

## 特集 新年にあたって(市長あいさつ)

川崎市からのお知らせ【P.3～】

今月のトピックス【P.7～】

- 2024年4月から「労働条件明示のルール」が変わります
- 「労働保険」加入について
- 市内労働団体の総会が開催されました！

主要労働経済指標【P.10】

労働相談Q&A【P.11】



労働情報をウェブで見るとは？

川崎市ホームページ

「事業者・就労支援情報」

「事業者・就労支援の各種情報」

「事業者向け情報」

「かわさき労働情報」



# 新年にあたって



新年、あけましておめでとうございます。

皆様にとりまして、今年一年が明るい話題にあふれた良い年になりますようお祈りいたします。

昨年を振り返りますと、社会経済活動の正常化に伴い、様々な催しが数年ぶりに実施され、人とふれあうことの喜びを改めて実感した一年でした。一方で、世界情勢の激変による物価高騰が続いたため、市民や事業者の皆様への支援に取り組んでまいりました。

今年は、市制100周年という歴史的な節目を迎えます。これまでの歴史を振り返り、本市の発展に貢献いただいた先人の努力や功績に

感謝をするとともに、この機会を新しい川崎を生み出していくためのスタートラインと捉え、全国都市緑化かわさきフェアをはじめとして、皆様との協働・共創により、市内各地で「多様で多彩なアクション」を生み出し、次の100年に向けた取組につなげてまいります。

比較的平均年齢が若い都市である本市でも、少子高齢化は喫緊の課題となっており、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、地域包括ケアシステムの構築を進めるとともに、安心して子育てができるよう、多子世帯のきょうだい在同一園に入所できる機会や、保育料の減免を拡充するなど、「安心のふるさとづくり」に取り組んでまいります。

こうした取組を支える「力強い産業都市づくり」として、世界最先端の研究開発機関や企業が集積する臨海部では、大規模土地利用転換により、水素を軸としたカーボンニュートラルエネルギーの拠点形成に向け、取組を加速してまいります。

また、エネルギーの地産地消や市域への再生可能エネルギーの普及拡大に向け、「川崎未来エナジー株式会社」が事業を開始いたします。市民の皆様と一緒に、オール川崎で脱炭素社会の実現に向け挑戦してまいります。

昨年完成した本庁舎は、最新の免震構造を採用するなど高い耐震性能と業務継続性を確保しており、こうした機能を活用しながら防災対策をさらに進めてまいります。

複雑化・多様化する課題を、地域の実情を踏まえ迅速に解決していくためには、指定都市制度を改革し、大都市の権限や財源を拡充する必要がありますので、「特別市制度」の法制化に向けて取り組んでまいります。

引き続き、「成長」と「成熟」の調和する「最幸のまち かわさき」の実現に向けて取り組んでまいりますので、皆様の御協力をお願いいたします。

川崎市長 **福田 紀彦**

## 川崎市勤労者福祉セミナーを開催します！

受講無料

川崎市では、市内の勤労者等を対象に労働関係法の解説や仕事と育児・介護の両立など時勢に応じたテーマのセミナーを年1回開催しています。令和5年度は、「就労環境整備と離職防止」をテーマに開催します。セミナーでは、若者世代や子育て層の抱える悩みや多様な人材の活かし方とともに、テレワーク導入のプロセスを理解することで、就労環境整備と離職防止をどのように解決していくかを具体的に説明します。

日時 令和6年1月22日（月） 15時～16時

場所 川崎市産業振興会館9階 第2研修室（川崎市幸区堀川町66番地20）

定員 40名（先着順）

※詳細は川崎市ホームページ（右の二次元コード）にてご確認ください。



▲川崎市HP

《テーマ》 就労環境整備と離職防止

《カリキュラム》 1. 就労環境整備・離職防止のポイント

2. 若者の特徴に合わせた就労環境を整備する

3. 子育て世代の仕事の悩みと離職防止

4. 人材の多様性が生み出す力を理解する

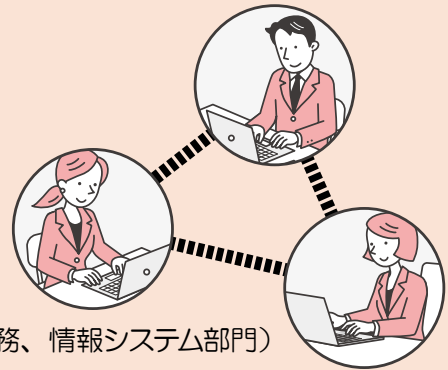
5. テレワーク導入の4つのプロセス

《対象者》 ・勤労者（市内在住・在勤）

・経営者

・テレワークの推進担当者（経営企画、人事・総務、情報システム部門）

《講師》 株式会社インソース専門講師



申込先 総務省 テレワーク・ワンストップ・サポート事業 事務局

【URL】 <https://forms.gle/ZYeSdAe2nbcphNrg8>

※受講ご希望の方は、申込フォーム（上記URLまたは右の二次元コード）にてお申し込みください。



▲申込フォーム

主催 川崎市

【問合せ】 川崎市 経済労働局 労働雇用部 電話 044-200-2271 FAX 044-200-3598

## 労働相談等のお知らせ

秘密厳守  
相談無料

### ●弁護士労働相談 <事前予約制>

解雇、賃金不払い、長時間労働、セクハラ・パワハラ、損害賠償等の労働問題に関連する高度な法律問題について専門の弁護士が相談に応じます。電話にてご予約ください。

日時 令和6年1月23日（火） 13時30分～16時30分（1人40分以内）

原則、毎月第4火曜日（平日のみ）

会場 かながわ労働センター川崎支所 主催 神奈川県／川崎市

### ●夜間労働相談 <事前予約制>

日中の相談が困難な方のために、職員が相談に応じます。電話にてご予約ください。

日時 令和6年1月18日（木） 17時15分～19時30分（1人40分以内）

原則、毎月第3木曜日（平日のみ）

会場 かながわ労働センター川崎支所 主催 神奈川県／川崎市

### ●ワーキングマザー両立応援カウンセリング <事前予約制・電話相談可>

仕事と育児を両立する自信が持てない、今後のキャリアについて考えたいなど、働くママ、働きたいママ、プレママ等の悩みを、専門の女性カウンセラーに相談できます。電話にてご予約ください。

※0歳から6歳（就学前）までのお子さまをカウンセリング中にお預かりします。（無料）

相談希望日の1週間前までにお申し込みください。

日時 令和6年1月20日（土） 12時～16時（1人50分以内）

会場 かながわ労働センター川崎支所 主催 神奈川県



【問合せ・申込み】 かながわ労働センター川崎支所

川崎市高津区溝口1-6-12 リンクス溝の口1階 JR武蔵溝ノ口駅、東急溝の口駅から徒歩5分

電話 044-833-3141 FAX 044-833-0180

## 【参加企業募集】正社員就職を目指す女性求職者との企業交流会

正社員就職を目指す女性求職者の方を対象とした、グループ形式の企業交流会を開催します。参加求職者全員と直接交流できますので、ぜひこの機会を、貴社の人材確保の取組にお役立てください。

- 日時** 令和6年3月8日（金） 13時～16時（仮）
- 場所** てくのかわさき 2階ホール（川崎市高津区溝口 1-6-10）
- 企業** 5社 ※申込多数の場合は業種等を勘案の上、決定
- 申込期間** 令和6年1月上旬～2月上旬頃（予定）
- イベントの概** 参加求職者の方がグループとなって各企業を回り、順番に交流させていただくため、求職者の率直な意見が聞ける他、貴社のことを知っていただく効率的なPRの機会にもなります。
- 申込方法** ホームページ上に申込フォームを作成予定。申込期間になりましたら下記ホームページをご覧ください。



▲事業サイト

## 【申込み・問合せ】川崎市就業支援室「キャリアサポートかわさき」

電話 0120-95-3087 事業サイト <https://cs-kawasaki.com/>

※本事業は、川崎市からパーソルテンプスタッフ（株）が委託を受けて実施します。

## 【所管】川崎市 経済労働局 労働雇用部

電話 044-200-2276 メール [28roudou@city.kawasaki.jp](mailto:28roudou@city.kawasaki.jp)

## 川崎市人権学校【オンライン開催】のお知らせ

参加費  
無料

障害のある人や性的マイノリティへの差別をテーマに、身の回りにあるさまざまな差別に気づき、理解を深めながら、差別を乗り越えるためにできることを一緒に考えます。

**講演 1 障害のある人もない人も誰一人取り残さない社会を目指して**

講師：石渡 和実さん（東洋英和女学院大学名誉教授）

**講演 2 性的指向と性自認から差別と社会環境を考える**

講師：神谷 悠一さん（（一社）LGBT法連合会理事・事務局長）

**総括 差別をしない、させないためにできること**

ファシリテーター：藪本 雅子さん（フリーアナウンサー）

講師：石渡 和実さん、神谷 悠一さん



石渡 和実さん



神谷 悠一さん



藪本 雅子さん



▲申込フォーム

**配信期間** 令和6年2月21日（水）～3月19日（火）

**視聴方法** 上記申込フォームにて、令和6年2月19日（月）17時15分までにお申し込みください。事前申込された方に視聴用URLを送付します。

**主催** 川崎市

**【問合せ】** 川崎市 市民文化局 人権・男女共同参画室 電話 044-200-0098 FAX 044-200-3914

参加費  
無料

令和5年度男女共同参画かわさきフォーラムを開催します

ジェンダーで学ぶメディア文化  
～メディア炎上事例からみる男女共同参画～

川崎市では、毎年「男女共同参画」について考える機会として、「男女共同参画かわさきフォーラム」を開催しています。今回は、東京大学大学院教授 田中 東子さんをお招きして、ジェンダーで学ぶメディア文化について、具体的な事例をもとにお話を伺います。



▲講師  
東京大学大学院教授  
田中東子さん

参加方法は2種類。会場での聴講に加え、録画配信を視聴いただけます。  
(手話通訳、無料保育あり(保育は要事前申込み))

① 会場で聴講

開催日時 令和6年2月10日(土) 14時～15時30分

会場 中原市民館 多目的ホール

(JR南武線「武蔵小杉駅」北改札(南武線口)・東口から徒歩3分、東急東横線「武蔵小杉駅」正面改札から徒歩3分)  
川崎市中原区新丸子東3丁目1100番地12 パークシティ武蔵小杉ミッドスカイトワー2階

申込方法 事前申込制(先着200名)

※右の申込フォームから、令和6年1月15日(月)～2月8日(木)に申込み。

※保育(1歳～就学前まで、先着6名、無料) 令和6年1月15日(月)～2月1日(木)に申込み。

<https://logoform.jp/form/FUQz/424197>

② 録画配信を視聴 ※申込不要 動画配信リンクからご視聴ください。

配信期間 令和6年2月15日(木)～2月25日(日)

<https://www.youtube.com/watch?v=styFjR-7G1s>



◀動画配信リンク



▲会場参加  
申込フォーム



主催 川崎市、かわさき男女共同参画ネットワーク

【問合せ】川崎市 市民文化局 人権・男女共同参画室

電話 044-200-2300 FAX 044-200-3914 メール 25danjo@city.kawasaki.jp

広告

お困りごとはありませんか？  
弁護士があなたの会社をサポートします！

相談予約  
フォーム  
はこちら



<https://koyama-law.jp/contact/>



- 契約書って作らなきゃだめ？
- 辞めた社員に残業代請求された！
- 将来のために後継者を探したい！

そのほか経営に関するお悩みもご相談ください！

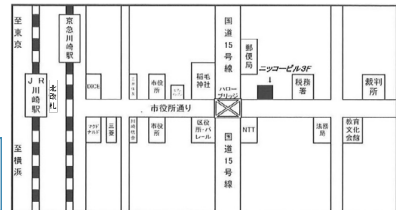
本広告をご覧いただいた方限定で  
**15分間無料**の電話相談をいたします！  
ご予約の際「かわさき労働情報を見た」  
とお伝えください。

お電話はこちら↓

TEL 044-244-3981

〒210-0002  
川崎市川崎区榎町1-8  
ニッコービル3F

川崎区役所から  
歩道橋を渡ってすぐ！



弁護士7名在籍・創業24年の信頼と実績

小山法律事務所

代表弁護士・公認会計士 小山治郎

## 川崎市技能功労者等表彰式を開催しました

川崎市では技能職者として長く同一職業に従事され、技能の錬磨や後進の指導育成などにより、市民生活の向上に貢献され功績のあった方々に対し、昭和47年から技能功労者等の表彰を行っています。今年度は次のとおり表彰式を開催しました。



【技能功労者】



【優秀技能者】



【優秀青年技能者】

日 程 令和5年11月22日(水)

場 所 川崎市産業振興会館 1階ホール

## 表彰内容

- (1) **技能功労者表彰** 18職種 45名  
技能者として同一職業に30年以上従事、かつ、60歳以上の者のうち、すぐれた技能を持ち、後進の模範となっている者。
- (2) **優秀技能者表彰** 17職種 49名  
技能者として同一職業に20年以上従事、かつ、40歳以上の者のうち、優秀技能者にふさわしいすぐれた技能を持ち、後進の模範となっている者。
- (3) **優秀青年技能者表彰** 12職種 16名  
技能者として同一職業に10年以上従事、かつ、39歳以下の者のうち、青年技能者にふさわしいすぐれた技能を持ち、将来を嘱望されている者。



【問合せ】 川崎市 経済労働局 労働雇用部 電話 044-200-2299 FAX 044-200-3598

## 2024年4月から「労働条件明示のルール」が変わります

「労働基準法施行規則」（以下「労基則」）と「有期労働契約の締結、更新及び雇止めに関する基準」（以下「雇止めに関する基準」）の改正に伴い、労働条件の明示事項等が変更されることとなりました（2024年（令和6年）4月1日施行）。これを機に、事業場の方や働く方ご自身でも、労働条件の明示事項やそのタイミングについて、改めて確認してみませんか。

### 労働契約の締結・更新のタイミングの労働条件明示事項が追加されます

明示のタイミング	新しく追加される明示事項
全ての労働契約の締結時と 有期労働契約の更新時	1. 就業場所・業務の変更の範囲
有期労働契約の 締結時と更新時	2. 更新上限（通算契約期間または更新回数の上限）の有無と内容  併せて、最初の労働契約の締結より後に更新上限を新設・短縮する場合は、その理由を労働者にあらかじめ説明する必要があります。
無期転換ルール <sup>※</sup> に基づく 無期転換申込権が発生する 契約の更新時	3. 無期転換申込機会 4. 無期転換後の労働条件  併せて、無期転換後の労働条件を決定するに当たって、就業の実態に応じて、正社員等とのバランスを考慮した事項について、有期契約労働者に説明するよう努めなければならないこととなります。

※同一の利用者との間で、有期労働契約が通算5年を超えるときは、労働者の申込により、期間の定めのない労働契約（無期労働契約）に転換する制度です。



## 労働条件明示の制度改正のポイント

### 全ての労働者に対する明示事項

1

#### 就業場所・業務の変更の範囲の明示【労働基準法施行規則第5条の改正】

全ての労働契約の締結と有期労働契約の更新のタイミングごとに、「雇入れ直後」の就業場所・業務の内容に加え、これらの「変更の範囲」<sup>※1</sup>についても明示が必要になります。

### 有期契約労働者に対する明示事項等

2

#### 更新上限の明示【労働基準法施行規則第5条の改正】

有期労働契約の締結と契約更新のタイミングごとに、更新上限（有期労働契約の通算契約期間または更新回数の上限）の有無と内容の明示が必要になります。

3

#### 無期転換申込機会の明示【労働基準法施行規則第5条の改正】

「無期転換申込権」が発生する更新のタイミングごと<sup>※2</sup>に、無期転換を申し込むことができる旨（無期転換申込機会）の明示が必要になります。

4

#### 無期転換後の労働条件の明示【労働基準法施行規則第5条の改正】

「無期転換申込権」が発生する更新のタイミングごと<sup>※2</sup>に、無期転換後の労働条件の明示が必要になります。

※1 「変更の範囲」とは、将来の配置転換などによって変わり得る就業場所・業務の範囲を指します。

※2 初めて無期転換申込権が発生する有期労働契約が満了した後も有期労働契約を更新する場合は、更新のたびに、今回の改正による無期転換申込機会と無期転換後の労働条件の明示が必要になります。

### 詳しい情報や相談先は、以下をご確認ください。

- 改正事項の詳細を知りたい → 厚生労働省ウェブサイト ①
- 無期転換の取り組み事例や参考となる資料がほしい → 無期転換ポータルサイト ②
- 今回の制度改正や労働条件明示、労働契約に関する民事上の紛争について → 都道府県労働局/監督課、雇用環境・均等部（室）、全国の労働基準監督署 ③



## 賃金のデジタル払いが可能になります

労働基準法では、賃金は現金払いが原則ですが、労働者が同意した場合、銀行口座などへの賃金の振り込みが認められてきました。キャッシュレス決済の普及や送金手段の多様化のニーズに対応するため、労働者が同意した場合には、一部の資金移動業者\*の口座への賃金支払いも認められることになります。

※厚生労働大臣が指定した資金移動業者(OOPayなど)のみです。

指定された資金移動業者一覧は指定後に厚生労働省ウェブサイトに掲載する予定です。

流れ

2023年4月～

資金移動業者が厚生労働大臣に指定申請、厚生労働省で審査（数か月かかる見込み）

大臣指定後～

各事業場で労使協定を締結

労使協定締結後～

個々の労働者に説明し、労働者が同意した場合には賃金のデジタル払い開始



### 注意点

- ・現金化できないポイントや仮想通貨での賃金支払いは認められません。
- ・賃金のデジタル払いは、賃金の支払・受取方法の選択肢の1つです。賃金のデジタル払いを導入した事業所においても、全ての労働者の現在の賃金支払・受取方法の変更が必須となるわけではありません。
- ・労働者が希望しない場合は、これまでどおり銀行口座などで賃金を受け取ることができます。また、雇用主は希望しない労働者に賃金のデジタル払いを強制してはいけません。(労働者本人の同意がない場合や賃金のデジタル払いを強制した場合には、雇用主は労働基準法違反となり、罰則の対象になり得ます。)
- ・賃金の一部を指定資金移動業者口座で受け取り、その他は銀行口座などで受け取ることも可能です。

詳しくは、厚生労働省ホームページ(右の二次元コード)をご確認ください。



## 「労働保険」加入について

### ～働きがいのそばには労働保険～

正社員、パート、アルバイトなど雇用形態にかかわらず、労働者を一人でも雇っていたら、労働保険の成立手続きを行う義務があります。

◎「労働保険」とは、**労災保険**(労働者災害補償保険)と**雇用保険**の総称です。

#### 労災保険

労働者が仕事(業務)や通勤が原因で負傷した場合、病気になった場合や亡くなった場合に、被災労働者やご遺族を保護するための給付等を行っています。

### 労働保険

労災保険 + 雇用保険

#### 雇用保険

労働者が失業した場合や育児・介護のため休業した場合、また自ら教育訓練を受けた場合に、生活・雇用の安定と就職に促進を図るための給付等を行っています。



労働保険の成立手続きを怠っていると・・・

- ① 遑って保険料を徴収するほか、追徴金も徴収します。
- ② 労働災害が生じた場合、労災保険給付額の全部または一部を徴収します。
- ③ 事業主の方のための助成金が受けられません。

労働保険の加入義務の有無などをご確認の上、まずは、神奈川労働局または最寄りの労働基準監督署、公共職業安定所(ハローワーク)へご相談ください。

詳しくは、厚生労働省「労働保険特設サイト」(右の二次元コード)をご確認ください。



【問合せ】 神奈川労働局 総務部 労働保険徴収課 電話 045-650-2802



## 市内労働団体の総会が開催されました！

## 川崎労働者福祉協議会 第39回定期総会

川崎労働者福祉協議会の第39回定期総会が、令和5年11月22日にかわさき保育会館で開催されました。

主催者を代表して村松会長から「丸3年続いたコロナ禍で、私たちの生活はさまざまな制限をされ、労働組合の活動も制約を受けてきましたが、労福協の運動は着実に進み、『フードドライブ』や『タオル1本運動』などの活動を行い、特に『お米1合運動』は県内でも大変多くの寄贈量で地域への社会貢献ができました。貧困層の拡大、物価高騰と不安定な経済情勢だからこそ、労福協の活動は社会に求められている必要不可欠なもの、勤労者、市民がゆとり豊かさを実感できる社会を目指していきます。」と挨拶がありました。

また、来賓として出席した川崎市・加藤副市長からは「5月にコロナが5類となりましたが、大



きな制約の中で事業運営は大変な苦労があったかと思います。勤労者福祉の向上、福祉施設への支援、さまざまなボランティア活動を通じて、協議会の皆さまが培ってきた地域との交流の推進を努めてこられたことに敬意を表します。」と挨拶しました。

労働団体  
活動レポート

## 川崎地域連合 第33回定期総会

日本労働組合総連合会神奈川県連合会川崎地域連合の第33回定期総会が、令和5年11月22日にかわさき保育会館で開催されました。

主催者を代表して渡部議長から「間もなくコロナの発現から4年が経とうとしていますが、感染のリスクに晒されながらも働くすべての皆さまに敬意を表します。世界の武力紛争などサプライチェーンの混乱による物価高、我が国では、DX、GXの対応や、超少子高齢化に起こる労働人口の減少等、1産業1企業の枠組みを遥かに超える多くの課題が山積しています。労働組合としてこの課題を抽出して、あらゆるチャンネルを使って臨んでいかなければなりません。同じ労働者の仲間として連合が必ずそばにいる存在となるよう社会の共感を得られる運動を進めていきたいと思えます。」と挨拶がありました。また、来賓として出席した川崎市・加藤副市長からは「社会経済活動もコロナ禍前の状況に戻りつつある中で、原材料、燃料をはじめとした物価高や、深刻な人手不足な



ど、生活者や企業を取り巻く環境が厳しさを増していますが、市民や勤労者、企業などの切実な声を伺い、市民生活を守るための取組を進めてまいります。市制100周年を迎える川崎市は、次の100年に向けて誰もが住み慣れた地域で心豊かに暮らせる、そうした持続可能な社会を作っていくために、これからも川崎地域連合の皆さまにお力添えをいただきますようお願い申し上げます。」と挨拶しました。

# 令和6年1月

## I-1 労働市場（神奈川県、川崎市）

\* 10月の神奈川県内の有効求人倍率は、0.93倍で前年同月に比べ0.02ポイント上回りました。

\* 10月の川崎市内の有効求人倍率は、0.86倍で前年同月と同水準となりました。

年月	項目	有効求人数 (a)				有効求職者数 (b)				有効求人倍率 (a/b)			
		川崎	川崎北	川崎計	県	川崎	川崎北	川崎計	県	川崎	川崎北	川崎計	県
令和2年度平均		8,313	5,700	14,013	83,457	7,128	12,729	19,857	103,768	1.17	0.45	0.71	0.80
令和3年度平均		8,517	6,279	14,796	89,478	8,112	13,502	21,614	112,132	1.05	0.47	0.68	0.80
令和4年度平均		9,484	7,296	16,780	97,506	7,633	12,587	20,220	108,800	1.24	0.58	0.83	0.90
令和5年	5月	9,531	7,188	16,719	93,410	7,933	12,649	20,582	113,250	1.20	0.57	0.81	0.92
	6月	9,223	7,113	16,336	94,461	7,728	12,608	20,336	112,542	1.19	0.56	0.80	0.91
	7月	9,566	7,164	16,730	96,072	7,516	12,279	19,795	109,084	1.27	0.58	0.85	0.92
	8月	9,845	7,102	16,947	98,694	7,472	12,164	19,636	108,150	1.32	0.58	0.86	0.92
	9月	9,651	7,218	16,869	97,673	7,541	12,032	19,573	107,511	1.28	0.60	0.86	0.92
	10月	9,671	7,359	17,030	102,407	7,712	12,172	19,884	109,488	1.25	0.60	0.86	0.93
資料出所		川崎・川崎北公共職業安定所「統計月報」、神奈川県労働局職業安定部「労働市場月報」											

(注) 労働市場は新規学卒者を除き、パートタイマーを含んだ数値で、県有効求人倍率の月別、及び年度平均は季節調整値である。

(※神奈川県労働局では毎年、新季節指数を適用し前年度の数値を一部改訂しています。)

また、南部（川崎公共職業安定所）の数値には川崎区・幸区のほかに、横浜市鶴見区分を含んでいます。

## I-2 労働市場（全国）

\* 10月の完全失業者数は175万人、完全失業率は2.5%となりました。一方、有効求人倍率は1.30倍で、前年同月に比べ0.04ポイント下回りました。

年月	項目	完全失業者（全国）		完全失業率(%)	有効求人倍率
		万人	前年比	全国	全国
令和2年度平均		191	18.0	2.8	1.19
令和3年度平均		193	1.0	2.8	1.13
令和4年度平均		179	-7.2	2.6	1.28
令和5年	5月	188	-3.0	2.6	1.31
	6月	179	-7.0	2.5	1.30
	7月	183	7.0	2.7	1.29
	8月	186	9.0	2.7	1.29
	9月	182	-5.0	2.6	1.29
	10月	175	-3.0	2.5	1.30
資料出所		総務省統計局「労働力調査」 厚生労働省「一般職業紹介状況」			

(注) 全国の完全失業率、有効求人倍率の月別、及び年平均は季節調整値。ただし、完全失業者数は月別、年平均ともに原数値。

## II 業種別労働災害発生状況

\* 令和5年1月～10月の労働災害発生状況は、前年比605件減の997件となりました。

業種	区分	当年累計	前年同期累計	前年同期対比	
				件数	前年比(%)
製造業		101 (0)	93 (1)	8	8.6
建設業		92 (3)	95 (1)	-3	-3.2
運輸業		181 (0)	188 (0)	-7	-3.7
その他		623 (1)	1,226 (2)	-603	-49.2
総計		997 (4)	1,602 (4)	-605	-37.8
資料出所		神奈川県労働局（川崎南・川崎北労働基準監督署）			

(注) 件数は休業4日以上死傷、(数字)は死亡者数。死亡件数は把握時、休業件数は死傷病報告により集計。

## III 関連指数（全国、神奈川県、川崎市）

\* 10月の川崎市消費者物価指数は、105.9となり、前年同月に比べ3.2ポイント上回りました。

年月	項目	常用労働者賃金（円）		総実労働時間数（時間）		所定外労働時間（時間）		消費者物価指数				鉱工業生産指数		倒産状況		
		県	全国	県	全国	県	全国	川崎市	前年比	全国	前年比	県	全国	川崎市	県	全国
令和2年度平均		373,454	365,170	135.0	140.4	10.7	10.8	100.0	0.0	100.0	0.0	83.9	90.6	5	37	648
令和3年度平均		370,372	368,450	136.5	142.3	11.4	11.6	99.4	-0.6	99.8	-0.2	92.6	95.6	4	30	503
令和4年度平均		367,534	380,248	137.2	143.3	11.6	12.2	101.5	2.1	102.3	2.5	94.6	95.7	5	34	536
令和5年	5月	322,046	327,254	135.9	140.9	12.0	11.7	104.0	2.9	105.1	3.3	102.5	103.2	5	55	706
	6月	576,562	580,898	143.3	149.7	12.3	11.9	104.1	3.2	105.2	3.4	99.0	105.7	3	37	770
	7月	462,230	446,498	139.4	146.3	12.1	12.0	104.6	3.0	105.7	3.4	97.2	103.8	5	40	758
	8月	317,690	318,026	132.6	139.3	11.4	11.2	104.6	2.6	105.9	3.2	98.6	103.1	4	48	760
	9月	316,679	317,453	136.4	143.4	12.0	12.0	105.0	2.7	106.2	3.1	P89.1	103.6	5	42	720
	10月			P320,208		P146.4		P12.5	105.9	3.2	107.1	3.4		P104.6	10	41
資料出所		県：統計センター「毎月勤労統計地方調査」 全国：厚生労働省「毎月勤労統計調査」				全国・市：総務省統計局「消費者物価指数」				県：統計センター「工業生産指数月報」 全国：経済産業省「鉱工業生産動向」		市、県：金融課「神奈川県内企業倒産整理状況」 全国：東京商工リサーチ「企業倒産状況」				

(注1) 鉱工業生産指数は（県：平成27年、全国：令和2年）を100とする。月別は季節調整値で、年平均は原指数である。また、県数値は製造工業の数値である。

(注2) 消費者物価指数は令和2年を100とする。

(注3) 倒産状況は負債総額1,000万円以上の件数で、年平均は合計件数とする。

【主要労働経済指標の数値について】 過去の数値については、新季節調整値による有効求人倍率の遡り変更など、後に変更や訂正が入ることがありますので、資料出所のホームページ等をご確認くださいようお願いいたします。

「職場における労働者の安全と健康を確保」するとともに、「快適な職場環境を形成する」目的で制定された労働安全衛生法には、多くの規定がおかれています。今回はその一部に関する相談事例を3例ご紹介します。

40人規模の会社を運営しています。衛生管理者の選任は必要ですか。



業種を問わず常時50人以上の労働者を雇用する場合には、衛生管理者の選任が必要となります。衛生管理者とは、誰でもよい訳ではなく衛生管理者免許試験に合格した者等の要件があります。選任する必要が生じた場合には、14日以内に選任報告書を所轄労働基準監督署長へ提出しなければならないため、労働者が50人に近くなってきたら、早めに準備を進めておくといでしょう。

産業医は何をしてくれるのでしょうか。小規模事業所でも選任は必要ですか。



産業医は、毎月1回作業場を巡視し、作業方法や衛生状態に有害の恐れがある時は、労働者の健康障害を防止するための必要な措置を講じなければなりません。(要件を満たせば、2カ月に1回とすることが可能)。衛生管理者と同様に常時50人以上の労働者を雇用する場合には選任の必要が生じ、14日以内に選任報告書を所轄労働基準監督署長へ提出しなければなりません。

衛生委員会が必要な業種を教えてください。



上記の衛生管理者・産業医と同様、業種を問わず常時50人以上の労働者を雇用する場合には、選任が必要となります。衛生委員会は、毎月1回開催し、その議事録を3年間保存しなければなりません。審議事項は、労働者の健康障害を防止するための基本となるべき対策、労働者の健康の保持増進を図るための基本となるべき対策です。具体的には、長時間労働やハラスメントに関すること、健康診断・ストレスチェック等も議題となります。働きやすい職場を作るために効果的に運営していく必要があります。

川崎市では労働相談を実施しています。詳しくは川崎市ホームページ(右の二次元コード)をご確認ください。



## 編集後記

新年あけましておめでとうございます。今年も「かわさき労働情報」をよろしくお願ひします。さて、正月といえば、私はスポーツ観戦です。若い頃は、元旦は初詣に行ってからサッカー天皇杯、2日は沿道で箱根駅伝出場の母校の応援、3日のアメリカンフットボール「ライスボウル」、そして4日は東京ドームでプロレス観戦とひたすら現場で絶叫していましたが(笑)。ここ最近、億劫になり家でのお酒を飲みながらテレビ観戦になってしまいましたが、正月から彼らの熱い闘いを見て、自らを鼓舞しています。今年も彼らから熱いエネルギーをいただき1年頑張っていきたいと思ひます。皆さまにとっても素晴らしい1年でありますよう、心からお祈り申し上げます。

# 「第59回川崎市労働災害防止研究集会」を開催しました

令和5年度(第59回)川崎市労働災害防止研究集会を11月14日に川崎市産業振興会館で開催しました。

## 労働災害防止研究集会とは?

この集会は、川崎市における各事業所等の労働災害防止活動の促進と定着を図り、安心して働ける職場環境をつくるために、川崎市が主催し、関係行政機関、使用者団体、労働団体等が協力して開催する全国でも稀な集会で、講演会・事例発表会・表彰式を行っています。

### ◎講演会

テーマ：『来年から荷物が届かなくなる?それだけではない2024年問題』  
講師：五味 朋美 氏(猿田社会保険労務士事務所)

### ◎事例発表会

テーマ：『プラント工事における熱中症対策～ドライアイスジャケット導入事例～』  
発表者：富山 敦夫 氏(ENEOS株式会社 川崎製油所)

テーマ：『指セーフティーキャップの開発』  
発表者：有賀 成一 氏(リカザイ株式会社)



### ◎労働災害防止功労者・団体、労働災害防止啓発事例受賞団体表彰式

福田市長から次の労働災害防止功労者・功労団体、労働災害防止啓発事例受賞団体の皆さまに表彰状が授与されました。

## 令和5年度(第59回)

### 川崎市労働災害防止功労者・功労団体及び労働災害防止啓発事例受賞団体一覧(敬称略)

#### ◇功労者(4名)

団体名	代表者名
川崎労働者福祉協議会	事務局長 成田 仁
株式会社 村松工務店	代表取締役 村松 久
三和フード 株式会社	生産部部长 岩尾 均
公益社団法人 神奈川労務安全衛生協会 川崎北支部	顧問 原 徹



#### ◇功労団体(7団体)

団体名	代表者名
東芝電波コンポーネンツ労働組合	執行委員長 東山 誠治
JFE物流労働組合本社京浜支部	支部長 高羽 昌仁
月野建設 株式会社	代表取締役 月野 宏一
有限会社 マルイ製作所	代表取締役 伊藤 晃介
メビウスパッケージング 株式会社	執行役員 生産機能関東地区生産担当 兼 川崎工場長 中村 年秀
サンアロマー 株式会社 製造本部 川崎工場	製造本部副本部長 兼 川崎工場長 椋木 伴弘
キヤノン 株式会社 小杉事業所	事業所長 武田 直剛

#### ◇啓発事例受賞団体(3団体)

団体名	代表者名
ENEOS 株式会社 川崎製油所	常務執行役員 川崎製油所長 加藤 英治
リカザイ 株式会社	代表取締役 小室 好夫
日本物流センター 株式会社 東京事業所	業務部長 寺田 英史

【問合せ】川崎市 経済労働局 労働雇用部 電話 044-200-3653

# かわさき 労働情報

Kawasaki Labor Information

第2157号 令和6年1月1日発行  
編集・発行 川崎市経済労働局労働雇用部  
〒210-0007 川崎市川崎区駅前本町11-2 川崎フロンティアビル6階  
※令和6年1月15日より下記住所に移転予定です。  
(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地)  
電話 044-200-3653(直通) FAX 044-200-3598  
経済労働局労働雇用部メールアドレス 28roudou@city.kawasaki.jp

労働情報の発送につきましてはメール便でお送りしておりますので、郵便局への届出では転送することができません。そのため、転居先不明による返送が増えております。ご転居される際には、編集・発行者まで、電話・FAX・メールのいずれかの方法にてご連絡いただきますよう、お願い申し上げます。